

令和元年度第1回大阪府教育行政評価審議会

- 1 日 時 令和元年7月22日(月) 15:00~17:30
- 2 場 所 大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース1
- 3 出席委員 岡田会長、丹羽副会長、奥村委員、興梠委員、田中委員
- 4 議事概要

(1) 開会

- 教育行政の点検及び評価について、事務局から説明。
- 資料1「教育行政の点検及び評価について」により、事務局より説明。

(2) 審議

ア 基本方針4について

- 資料3「基本方針4「子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」」により、事務局から説明。
- 質疑応答

(委員)

達成状況に○がついているものもあれば、まだまだ△というものもあり、全てが○になるように、もう少しがんばっていただくよう、よろしくお願ひしたい。

まず基本方針4の具体的取組83「福祉や警察など関係機関の連携による取組みの推進」について。スクールソーシャルワーカーをたくさんの方々が活用していただいているということで、とてもありがたいことだと思っている。スクールカウンセラーも確かに重要だが、市町村の福祉政策と結びつける必要が出てきた場合に、スクールソーシャルワーカーの方々が言っていることがどれだけ学校の負担にとって良いかということがよくわらと思うので、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、この両輪でうまく活用していただき、市町村の壁をうまく乗り越えていければと思う。市町村ごとにそれぞれ制度が違うので、特に市町村をまたぐ府立学校は大変であろうが、市町村ごとの違いをソーシャルワーカーの方々はしっかりと乗り越えていってくれるので、ソーシャルワーカーの活用を今まで以上に進めていただければありがたい。

そこで質問だが、学校の先生方も、校長先生方も、特に小学校において、いじめについて今なお、定義が変わっていることが徹底してないところがあるのではないか。ご承知のように、いじめの発生している件数、つまり認知件数は全国的に増えているが、これはいじめの定義が変わって積極的に小さい段階から見つけていこうということになっており、これが増えること自体は悪いことではない。ところが、今なおこの段階で隠してしまう学校や、教育委員会があるということが非常に問題だと思っている。やはりいじめの発生件数ではなくて、重大事態に至らないようにするためにはどうすればよいのかということを中心に進めていく必要がある。このように見方、考え方を変えていかないといけないが、まだまだ十分ではないと思う。いくつかの学校を回ったときに、小学校の校長先生が今なおそういった古い考え方で話される場合があり、校長先生がそのような話をされるのなら、学校全体が隠す方向に向かってしまうのではないかと気がなった。ぜひとも、小さいうちから対応していくのだということを徹底していただくようお願いしたい。この点について市町村も含めて、どのような形で進められているのかを教えてください。

また、22 ページに記載のあるように、今、民主主義に向けての取り組みを進めていただいているが、ちょうど昨日、参議院選挙があった。法律が変わった 3 年前に参議院選挙があり、その頃は高校も中学も含めて政治のことについて取り組んでいこうという勢いがあり、かなり色々なところで話は聞いたが、今回はあまり盛り上がっているような話は聞かなかった。実際に学校現場ではどうだったのか。特に高校生段階の参政権が入ってきて、前回の参議院選挙のときは、模擬投票もやるなど様々なことをしてきたと思う。今回もやっておられたところはあったものの、新しくないから取り上げられなかったのか、それともしっかりやっているのか、そのような点を教えていただきたい。

(事務局)

まず 1 点目の、いじめのことについて、小中学校課より説明する。特にこの間、いじめに関する報道等もあり、先生方にも大変ご心配をかけたことと思われ、申し訳ない。ご指摘の通り、学校現場では、いじめの定義、それから認知をどのようにすべきか、というところからの理解と、それを解決するためにどのようにすればいいのかを、すごく困っている。最初はやはり重大事態に至らないように、些細な子どもの変化をいかに見逃さずに、それをチームで対応して必要に応じて専門家と対応していくという、その流れを理解していただくということが重要であると考え取り組んでおり、今進めていることを説明する。

まず、すでに配置されているスクールカウンセラーに加えて重要なスクールソーシャルワーカーを、去年までは市町村に派遣という形だったが、今年度から 2 年間で全中学校にスクールソーシャルワーカーを置けるように、補助事業として、予算を獲得している。政令指定都市と中核市は、それぞれ各市で配置できるが、それ以外の市町村も主体的に中学校区全てにスクールソーシャルワーカーを配置することができるようにし、これで必ず中学校にはスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーがいるという体制を作る。

その上で指導内容だが、今回いろいろな重大事態が相次いで報道されたことを受け、課題や、学ぶべき点が見えたので、緊急対応として、先生一人ひとりにいじめの定義はどうであるのかわかっているかななどを振り返っていただくものと、学校として体制ができているかをチェックしていただくものという、2 種類のチェックシートを 6 月 19 日に配布している。併せて、いじめの早期発見と解決に向けての体制作りについて、改めて通知した。

その後、8 月 23 日に小中学校、高等学校、支援学校の校長が集まったの校長研修を予定している。文科省から講師に来ていただいたり、スクールカウンセラーでもあり、長い間教育委員も務めていただいている良原恵子先生にもご講演をいただいたりしながら、学ぶ機会を持ってもらう。それとあわせ、チーム支援ということで、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、そして必要に応じてスクールロイヤーも入ってもらい、専門家の方を交えて、どのように、どこを一緒に協働して解決していくのか、どのように話し合いを進めればいいのかを各市町村で検討し、決定するようお願いし、今年は担当指導主事会等でそれを進めていくように、指導助言している。些細なことを見つけるのは先生方なので、まず子供たちをこういう視点でしっかり見ていってくださいね、と先生方の見方をしっかり養ってもらう。そしてその内容を、どのように市町村で共有するか、また市町村を超えて共有していくのか、場合によっては府教委にも一緒に考えていけるよう、各市町村に協議会を作っていた。

いじめの解消率を 100%にしていくためにも、その都度都度のいろいろなケースを共有しながら取り組ん

でいくべきことだと思うので、引き続き粘り強く続けていきたい。

(事務局)

民主主義などの社会の仕組みに関する教育の推進では、前回の選挙のときには各マスコミが取り上げるなどして注目を集めたことからすると、このたびの選挙に関してはどうであろうということまでのご指摘だと思う。

前回の選挙、平成 28 年の 2 月に、大阪府では「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」を策定した。このガイドラインに則り、翌年平成 29 年度から国の教材なども活用しながら、各校で政治的教養を育む教育についての計画的な指導を、継続的に行っているところである。例えば、1 年生終了時点までに選挙制度や政治の仕組みなどの知識理解に関する学習を 1 時間以上、2 年生終了時点で話し合いや発表等を用いた活動や模擬選挙などの実践的な学習を 4 時間以上実施するように、全校共通で指導計画を立てている。

また、地域の選挙管理委員会等の協力を得て、委員会の方々による出前授業や、実際使用される投票箱をお借りして模擬選挙を実施するなどもしている。さらに、例えば地域の課題をそれぞれの班別で協議して発表する、自分ところの学校をよくするための政策を考えて発表するといった取り組みなども、各校がそれぞれの状況に応じて指導計画を立てて実践をしており、継続的に今後も取り組んでいこうとしている。

(委員)

選挙が、昨日のことだったので改めて思うところとして、特に期日前投票の利用について、今は午後 8 時までやっているところがあるので、学校終わってからも行こうと思ったら行ける。当日にいけない子どもたちはたくさんいると思うので、できるだけ積極的に期日前投票を活用することも含めてしっかりと教えていただけたらありがたい。

(委員)

保護者の立場、また地域の立場として来させていただいているので、思うところを述べさせていきたい。歴史や文化に関しては、今ちょうど古墳群のことで話題が上っているので、どうか、教育の方でも押し進めていただきたい。

また、民主主義については、学校でも「行きましたか」と聞いていただければ、今後の資料にもなるかと思う。また学校ばかりに求めるのではなく、親の世代が、行っても無駄であろうとか、行かなくても良いという考えではなく、しっかりと親の立場として、子どもに対しこの国を変えていくためにも行くべきものと言いたい。投票率が低い現状があり、学校側と協力して、P T A 活動等により親と学校の先生方との協議を持って民主主義教育を推し進めていきたいと思っており、今後ともよろしく願いたい。

いじめに関しては、先般から自殺の事件があり、担任からその次の先生への伝達がされず、いじめが解消されずに自殺をしたという事例があったと思う。生徒指導の先生方も講習会等に行っておられると思うが、生徒指導の先生から、他の先生にその内容等が広がっていくようにしていただきたい。また、先生によ

でも対応に差があると感じており、熱心に取り組んでいる学校の取組みの他校との共有や、学校内での、担任の先生と他の先生、また生徒指導の先生と他の先生等の、先生方の協力をしていただきたい。保護者としては、保護者と先生方でタッグを組んで共有して推し進めていかなければいじめの問題も解決できないと思うので、一緒に取り組んでいきたい。

(委員)

吹田市のいじめ放置問題は、近畿圏に住む者にとってはかなり衝撃的であった。そのなかで、外部の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等々の配置を進められるなど、大阪府としてできる限りのことをやられているという姿勢を感じた。一方、市長が市教委では問題としない事案も取扱うというようなことをコメントされて謝罪されていたが、市長部局と教育委員会におけるいじめ問題に関する役割分担について、府教委としてはどのように考えているのか。

(事務局)

各市町村では、いじめの基本方針により、どのように市長部局とやっていくのかということが決められている。総合教育会議等もあり、教育委員会と市長部局がその都度話し合えるような体制にはなっていると思う。様々な視点や方面から、子どもたちを救うため取り組んでいくことは大事であり、責任の所在がはっきりしないようなことがないよう、協力体制でやっていけたらいいとは思っている。

また、市町村毎、ケース毎に調査方法や今後の方向性も異なっているので、府としては、市町村に様々な情報を周知し、市町村から相談を受けた際、この市町村ではこのような対応をしているなどの情報提供を行うことで、より早く子どもたちを救うことができる体制に持っていければと考えている。

(委員)

具体的取組 88「運動部活動指導者の資質向上」について、運動部活動マネジメント研修受講者の肯定的評価が目標になっており、また、実施内容として運動部活動指導者である教職員の指導力向上、資質向上を図るために、体罰防止の観点から理解を深める研修を実施したとなっているが、具体的にはどのような研修内容であったのか。

(事務局)

この研修は教育センターと連携して、計2回の研修を行った。

1 回目は合理的で効率的・効果的な部活動の指導方法、これは実際にバスケットボールのプロのヘッドコーチをお招きして、短時間で効果の上がる部活動の運営についてご講義いただいた。また、大阪高体連と連携して、体罰防止も含むコーチングのあり方について具体的な内容をもとに研修を行った。

2 回目も、テーマは合理的で効果的な部活動指導であるが、講師としてJFA日本サッカー協会の山口先生をお招きした。この方は、昨年文部科学省が出した運動部活動に関するガイドラインにおいて、部活動時間の制約を行うことについて検討された先生である。ご自身の経験から、部活動を効率で効果的に実施するということが大事であるという内容でご講義いただいた。その後、参加者でグループワークを

行い、資質向上に努めた。

(委員)

合理的かつ効果的な指導方法に見直すことは必要である。一方で、体育原理、スポーツ原理といわれる、要するにスポーツとは何であるかということに対する関心が低いという研究結果がある。そもそもスポーツは楽しみや健康を求めて、自発的に楽しむ文化であることを抑えておかなければ、勝利至上主義に向けた合理的を高めるという理屈がまかり通ると思う。指導者がスポーツ原理を教えていないということ自体を自覚していなければ、体罰を伴う指導が熱心さの一つの表現という誤解を生じる可能性がある。

個人的な意見であるが、合理的な指導方法に加えて、スポーツ原理のような内容も、研修の中に取り入れていく必要があるのではないかと考えている。

(委員)

重点取組 23「いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化」では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、多く雇用されているということが記載されており、学校の先生方だけで抱え込むのではなく、協力や連携して課題解決に当たっていくことは、素晴らしいことだと思っている。

そのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーに関して、質の保証のために取り組んでいることがあれば、教えてほしい。

(事務局)

スクールカウンセラーについては、早くから学校現場でスクールカウンセラーとして活躍していただいている方々の監修で、どのように学校の先生と連携して問題解決していくかというような内容等が記載されているハンドブックを作り、それを教科書のような形で活用した研修を必ず行っている。研修では、ハンドブックを活用して、学校ではこういうふうに対応していただきたいというような基本的な内容や、自分が対応していないケースを検討することで経験を深めるような実践的な内容も行っている。

また、大阪府のスクールカウンセラーは、まずはスーパーバイザーのいうものがおり、その下にチーフカウンセラー、そしてカウンセラーという構造で相談体制を整えている。そしてスクールソーシャルワーカーについても、同様の研修を行っている。併せて、各市町村の関係者と市教委の指導主事で、問題解決の方法、ケース会議の進め方、学校の先生が気づいた些細なことをどのように取り上げてアセスメントすべきか等、実践に応じた研修もあわせて進めているところである。研修内容については、今後、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが増員する中で、充実させていく必要があると考えている。

(会長)【審議のまとめ】

スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが両輪で取り組むことが大事であるという提言があった。また、いじめの定義などが変わっていることを十分に把握できていない教員や校長がいるのではないかとのご指摘のなかで、研修等を通じて、学び続けてもらうことが必要であるのではないかとのご質問があった。

これについては、校長研修やチェックシートなどを配付して、学ぶ機会を提供しているというお答えであった。また、スクールソーシャルワーカーの活用は、学校現場の問題解決に直接資するものであるという意見に対しては、スクールソーシャルワーカーを2年間で全中学校区に配置できるよう予算を獲得しているというお答えであった。

民主主義教育について、前はタイムリーであったが、今回は前回の参議院選ほど盛り上がっていないのではということであったが、出前授業の実施や、各校の状況に応じた取組みを通じて、関心を高めていきたいという回答であった。

また、選挙やいじめ問題について、学校だけでなく、保護者、地域と連携をとりながら、進めていく必要があるのではないかというご提言をいただいた。

いじめの問題については、どのような取組みを行っているのか、きちんと取り組んでいるところと、そうでないところというのがあるものではないかというご指摘があった。これに対しては、いじめを防止するための基本方針は、各市町村の教育委員会で定めており、その基本方針に基づいて対応しているということではあるが、いじめの未然防止や早期解決に向かうように適宜、様々な情報提供を行うことで支援していきたいというお答えであった。

体罰や指導者の資質向上については、コーチングや合理的で効果的な指導に関する研修を行っているということだが、そもそもスポーツを行うことの意義など原点にかえった指導や、考え方の整理が必要ではないかという提言をいただいた。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの質の保証についてのご指摘に対しては、ハンドブックの作成や研修などを通じて質の保証を行っており、今後も充実させていきたいということであった。

イ 基本方針 5 について

- 資料 4「基本方針 5 «子どもたちの健やかな体をはぐみます»」により、事務局から説明。
- 質疑応答

(委員)

体力向上を中心に多岐にわたって事業を実施している苦勞は非常によく分かる。その中で、特に、具体的取組 92「体育の授業の充実」に関して、事例集を活用した教員対象の研修会とあるが、具体的には、どのような研修会か。

(事務局)

事例集で言うと、例えば、8 ページであれば、上に学習指導要領でやるべき内容、下にその運動に繋がる動きの例を書いている。中央には、3 年生と 4 年生に「押し引き相撲」、事例集 20 ページを参照しなさいと書いている。お尋ねの研修会では、教員が児童役となり、この事例集を監修された講師に教えていただき、子どもの立場になって、いかに簡単に、いかに楽しく授業ができるのかということを自ら体験いただき、そのような内容の研修を行った。研修には、必ず市町村から 1 人以上は出席し、市域内で共有・伝達いただくようお願いしている。

(委員)

体育の授業の充実に関して、今の回答も含めて、意見を言う。基本方針 5 の体力づくりという、大きな枠組みでの取組みに対する留意点は 2 点あると考えている。

1 点目は、昨年度も指摘したが、例えば指標 34『「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行った学校の割合』や、指標 35『体力テストの 5 段階総合評価で下位段階 (D・E) の児童の割合 (小 5) 』いわゆる新体力テストの数値の改善を直接狙った取組みを突き詰めると、どうしてもトレーニングとして効果的な運動の実施を目指すことになり、それに対して真面目に取り組めば取り組むほど、そうなると思う。すると、子どもの運動へのやる気や意欲とは別に、いわゆるトレーニングとしての訓練や鍛錬という要素を、しっかりと取り入れていく必要が生じると思う。先ほど説明があった研修会の具体的な取組みだと、教員にとっては、授業の充実と体育の授業が良くなるというところを熱心にされているが、その姿勢を大切にしていきたいと思う。ちなみに、体育科の指導要領は、「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」という教科目標、これがいわゆる究極目標といわれているところ。また、学校教育の指標とは別に、生涯スポーツの分野では、生涯スポーツの実現状況をみる指標の一つとして、生涯スポーツの指導者養成講座では、この指標を紹介するが、成人男性の週 1 回以上の運動実施率というのがある。現在 50%前後を推移しており、これは決して高い実施率ではない。特に若い世代の運動実施率の低さというのを指摘されているところである。そう考えると、学校教育としては、子どもの体力という現実的短期的な体力指標というのももちろん大切ではあるが、それが子どもの人生にとって何に繋がればいいのか、ここをしっかりと考えていただき、単に子どもの体力が向上すれば良い、ある機能が高まれば良い、というのではなく、スポーツ原理的な内容が必要だということも含め、重要ではないか。体力づくりに取り組むのであれば、まず体育の授業というのが、やはり基本であり、大事ではないかと考える。

2点目、体力づくりの取組みに関して留意する必要があると考えるのは、教員の働き方改革の動きと連動して、学校教育における体育スポーツ分野での、教員の本来業務というのが、今まで以上に問われていると思う。例えば、中学校の運動部活動や小学校の放課後のスポーツ指導、これら教育課程外の活動、従前だと、これらに熱心に取り組むのは、教員とか学校の熱心さの現れとして評価されていた。今でも、評価されても良いとは思いますが、働き方改革の文脈の中では、部活動や小学校の放課後のスポーツ活動は、教員でなくても遂行できる業務と整理されている。そう考えると、体育スポーツ分野において、確実にこれは教員の本来業務だといえるのは、突き詰めると体育の授業になると思う。私も、実際に教員養成で保健体育の免許を出す授業では、学生といつも議論している。部活動指導も、もちろん教育として非常に重要ではあるが、一番重要な本来業務は何だろうというところを問題提起している。体育の授業は間違いなく、体力という側面からみても子どもにとっては、最も確実な運動機会である。全ての義務教育では、この体育の授業での運動経験というのは、すべての子どもが経験する運動機会であって、その充実、具体的な取組みの中で、一番重要なことだと考えている。先ほど紹介いただいた、事例集に掲載されている運動の教材、その進め方の周知とともに、これを超えて、より良い授業というのは一体どういうものかといったものを教員が考える研修を通じ、体育の授業が充実するということをぜひ今後も目指していただきたいと強く思う。小学校では唯一、教科書のない教科が体育なので、いわゆる資料や考える基礎となるものがないと、なかなか授業が充実しないと思うので、ぜひ事例集を活用して、体育授業の充実に資していただきたい。

(委員)

体力については、私もなんとか今まで以上に大阪府の子どもたちが体力をつけてほしいと思っているが、難しいところがある。体育の授業だけではなく、生活習慣の変化により、外に出ることが少なくなったので、特に高校を卒業すると、その後運動をしていない方が非常に多く、大学に入っても、一回生の時に体育の授業を履修したが、後は何もやっていない学生たちが多く、体力面がついていないと、改めて実感している。体を動かすことの楽しさを覚えていないのだと思う。時間があれば、ちょっと出掛けて街中を散歩するといった簡単なことでもやろうかなという習慣がないのは少し寂しいので、基本的に体力をつけるということ、運動習慣をつけるということを分けて取り組むことも必要と思う。

体力については、最近、体全体を動かすようなeスポーツもあり、今度東京のある附属小学校で公開授業を行われると聞いている。いわゆるかめはめ波みたいなものがきたらそれを必死になって逃げるといった、瞬間的に体を動かさないと、ポンとあたった感じがわかるという。ドッジボールと同じような原理だが、ドッジボールがあたるのが痛いから嫌だ、という子どもに対し、ゲームによって敏捷性を養うという意味ではいいかなと思う。eスポーツが良いかどうかは別問題だが、今後やはり子どもたちが喜ぶようなゲーム的な要素から入っていくのも一つの考え方かなと思うので、今の段階で良いか悪いかは言えないが、そのような動向もみながら、体を動かす習慣をどのような形で身に付けるかを考えていかないといけないと思う。

あと、食育について教えてほしい。色々アプローチしていただき、できるだけバランスよく食べるということと話されているが、難しいのが、バランスよく食べるということと、食物アレルギーとのバランス、考え方。承知のように、ある小学校で子どもが亡くなった事案があったが、その小学校では完食運動に取り組んでいた。

偶然ある子どもにアレルギーがあり、普段なら食べられないが、今日はマークがついていないから食べられる、一方偶然みんなが嫌いと言っている食べ物が出て、クラスがよく残す日に、みんなを応援する意味で食べた。完食運動が悪い結果につながってしまった、ここのバランスが非常に難しいと思う。現実的に、食育を進めていくにあたり、どのような形で進めているのか教えていただきたい。

(事務局)

難しい問題であるが、やはりアレルギーがあることを本人が一番分かっていないことには、事故はなくならないと思う。給食の時間に、食物アレルギーのある生徒に対して、喫食前に担任の先生とこれは食べられる、これは食べられないという確認をする練習を行ったりすることで除去食材を認識させる、或いは、本人と他の子どもたちにも同じような情報をプライバシーに配慮しながら提供するという方法、あとは、個別の指導として、校外学習や宿泊を伴う学習行事の前に、例えば養護教諭が個別に、こういうことには気をつけなさい、これは食べられる、食べられないといった指導をする場合もある。あと、市によっては、栄養通信といったものに、アレルギーのことを全ての献立に掲載して、そういった子たちがいるということ認識させるような指導が行われている。

(委員)

命に関わることなので大変重要なことだが、難しいのが、小学校のときには食物アレルギーは出ていなかったが、中学校・高校になって、アナフィラキシーが出てきたり、アナフィラキシーショックになってしまったりという子どもがいる。給食を除去食指定していなかった子どもが、除去食が必要になるといったケースもあり、対応が難しくなるが、本人だけでなく、他の子どもたちを含めてアレルギーのことについては、しっかりと対応していただきたい。

(委員)

体育に関しては、中学校では教科担当の教員がいると思うが、小学校は未だに担任の教員が授業を行っていることが多いと思う。体育自体が不得意な教員もいると思うので、研修等で対応していただきたい。また、運動が得意な子ども、不得意な子どもがいるが、特に得意な子どもについては、稀にいじめにつながることもあるので、保護者の立場としては、しっかりとフォローしてほしいと思う。

体力に関しては、現在遊べる場所が少なくなってきており、公園でもこれをしてはいけないといった制限も多くあり、なかなか遊べる場所がない状況。また帰宅後はゲームやスマホがあり、外で遊ぶ機会が少なくなっていること、現在の生活環境、エアコンにより室温も管理されていることから、体を酷使する場面も少ないので、基礎体力は昔と比較すると確実に下がっていると思う。学校の運動会をみても、専門的な指導を受けている子どもの能力は昔と比較しても高くなっていると思うが、全体的にみると体力は下がっていると思う。

食育に関しては、給食でも、費用面やアレルギーへの対応など色々と工面していただいている。昨年度、学校給食に係る物資の選定委員会に携わっていたが、食材の選定における費用面での苦労等、こま

で考えてくれているのかと感じさせてもらったので、食育に関しても、引き続き、取組みをすすめていただければと思う。

指標 38『「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合』に関しては、家庭の問題なので、どんどん学校側から保護者に指導していただきたいと思う。

(会長)【審議のまとめ】

体育の授業の充実を特に強調された。教員の働き方改革も含めて、どこを教員として主に担うべきかと考えたときには、やはり体育の授業の充実が重要。そのために、事例集が活用されていることについて評価をいただいた。ぜひこの事例集を活用して、教科書のない教科ではあるが、より充実した体育の授業になるよう取り組んでいただきたいと指摘があった。

また、体を動かす、運動習慣に着目した指摘もあった。子どもたちが楽しく、どのように運動していくか、特に自分が体育の授業をするだけでなく、その後の生活において、体を動かす習慣、体を動かすことを楽しむことをどうすれば習慣にできるかということについて指摘があった。

食育については、バランスよく食べることと食物アレルギーとのバランスをどうとるかという問題意識から、アレルギーを持っている子どもだけではなく、他の子どもと一緒に学習する必要があるのではないかという指摘があった。食育をアレルギーのある子どもだけではなく、みなで学習することによって、事故等も防げるのではないかという指摘があった。

また、保護者の立場から、遊び場の減少、外で遊ぶ機会が少なくなっている現状はあるが、子どもたちの体力低下についての心配があったので、身体を動かすことの楽しさやスポーツライフの実現といった自分の身体を動かすことの楽しさを、ぜひ身体を動かすことが得意でない子どもへのフォローをお願いしたいという要望があった。食育に関しても、学校給食に関わってこられた経験から、非常に費用面や栄養面で工夫していることを評価された上で、やはり家庭が協力して、毎朝、朝食を食べさせて家から送り出すといった、家庭と学校との協力のもとで、食育をすすめていく必要があると指摘があった。

ウ 基本方針 3 について

○ 資料 2「基本方針 3「障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します」により、事務局から説明。

○ 質疑応答

(委員)

まず、特別支援学校について、通学区域割の変更にあたってくれぐれもお願いしたいのは、例えば同じ学校の中にきょうだいがいる中で、通学区域割することによって、通学することが難しくなるような子どもが発生しないように、というようなことも含めて考えた上で、必要な場合は弾力的に対応していただく等の対応をよろしくお願いしたい。通学区域割をする際、この点が問題になることがあるので、くれぐれも細かい配慮をお願いしたい。バスの増車を進めていただくことで、子どもたちが時間的に近いところで学習できる環境が整っていくということがとてもありがたいことだと思っている。引き続きお願いしたい。

特別支援学校教諭免許保有率については、東京や大阪といった大都会を中心に課題となっている。ただ、東京も確かに低いが、東京の場合は以前から採用後の免許取得を条件に採用してきたということもあり、大阪ほどに低いということはない。そこで、大阪では、研修も含め、今の認定講習だけではなく、他の方法も含めて考えていかなければ間に合わないであろうという思いがある。いくつかの選択肢を考える必要があると思っている。

また、支援教育について、特にインクルーシブ教育システムをどのように進めていくかということが大きな課題だと思う。その際に重要となるのは、小・中学校の支援教育に関する理解だと私は思っている。小・中学校では通常の学級で学んでいた子どもたちが、3 年生 4 年生になって支援学級を希望しその後支援学校を希望するという形が、最近特に増えてきていると思う。通常の学級で教育を受けられるよう、通常の学級での指導を充実させていくことが何よりも重要だと思っている保護者の意向だけを重視すると支援学級や支援学校で学ぶこととなるという、インクルーシブ教育と矛盾するような状態となってきている。

そこで、小学校や中学校の、先生方自身が、通常の学級で学ぶ障がいのある子どもたちへの理解をしっかりとさせていただきたい。そのためには、小・中学校での支援教育に関する研修会やコーディネーターの育成に力を入れていただきたい。

小学校のコーディネーターは支援学級の先生方がされている場合が多いが、中学校では、生徒指導の先生がされていたり、高校では、生徒指導の先生に加え養護教諭がされていたりという場合が多い。生徒指導と支援教育の課題が重なっている部分もあり、これらの方々がうまく連携しながら、なぜそれぞれの方々が支援教育コーディネーターになっているのかということを考えていただいた上で、中学校や高校段階のそれぞれの課題に合った指導ということについても考えていただけたらありがたい。

以上のことに対し、今後こんなことをやっていくということがあれば教えていただきたい。

(事務局)

ご質問いただいた 1 点目の特別支援学校の免許保有率の件について、この間、認定講習については、第 2 認定講習の実施により、1 年間で単位をとれるような形にしてきた。しかし、免許保有率の大きな向上には至っていないため、採用の段階での工夫もしてきているが、今年度の 5 月 1 日現在の速報値にお

いても保有率は75%程度であり、国が目標設定している令和2年度までの100%達成は難しい状況。来年度実施する令和3年度の教員採用テストからは、支援学校中学部及び高等部においても、特別支援の免許を持っていることを受験要件にすることとしたため、今後は随分免許保有率が上がってくるのではないかと考えている。また、一定単位は取っているけれども、免許申請をしていない方への働きかけも引き続き強めていく。以上の、採用、認定講習、単位取得者への働きかけにより、地道ではあるが免許保有率を上げていきたいと考えている。

2点目のインクルーシブ教育システムの構築のための、小・中学校での通常の学級での支援の充実、特に先生方の理解促進については、支援学級や通級指導における指導や支援の充実も重要だと考えており、個々の障がいの状況を丁寧に把握することによる、一人ひとりの課題に応じた自立活動の充実や、評価の実施を行う。また、支援学校のセンター的機能として、小・中学校へのアドバイスはもちろん、市町村における支援教育の研修、その他府の教育センターで行っている支援教育の研修などを通じ、先生方の指導力や障がいへの理解の向上を進めていきたい。さらに、小・中学校に対する指導助言は、設置者である市町村教育委員会が行うため、市町村支援教育担当指導主事会において、自立活動や障がいのある児童生徒の評価をテーマとして、小・中学校に対して指導助言を行う担当指導主事の専門性の向上を図っており、それらを通じて、各小・中学校での先生方の理解促進や指導の専門性の向上に取り組んでいる。そして、通級による指導の充実についても、今年度から国事業を活用して府内の4つの中学校を指定校として通級の先生方の専門性の向上にも取り組んでいる。

(委員)

私から、1つの感想と2つ質問させていただきたい。

まず感想だが、具体的取組58「地域とともにある支援学校づくり」で、支援学校における学校間の交流をホームページに掲載している学校が約10%から約54%と、増加していることを、私は評価しているのではないと思う。支援教育への一般の人の理解推進というのは、結局のところは、支援教育の実践の実態を広く市民が認知していく過程そのものだと思う。ホームページに掲載することは学校現場としても非常に大変な作業であると思うが、出来るだけ100%の掲載をめざしていただきたい。

質問は2点。具体的取組60「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を中心とした就労支援体制の構築」において、授業改善アドバイザーという外部人材を配置とのことだが、実際にどのような方を配置しているのかと併せて、授業改善アドバイザーを配置してどのように教育課程が改善されたのか、説明いただきたい。

もう1点は具体的取組62「府立支援学校におけるセンター的機能の発揮」で、実施内容のところ、発達検査をもとにアセスメントを行えるリーディングスタッフの割合が38.2%と挙げられている。このように発達検査をもとにアセスメントが行えるというのは本当に高い専門性を有する方だと思う。今後、この数字に対してどのように考えておられることがあるのかということをお聞きしたい。

(事務局)

授業改善アドバイザーの関係だが、授業改善アドバイザーには主に授業の内容や指導方法について指導助言をお願いしている。2校で3人のアドバイザーを配置しており、うち2人は元府立支援学校校長で、もう1人が元電機会社にお勤めであった方。とりわけ企業において人材育成や製造ラインの構築に長年関わった経験のある方で、職業の学習において指導助言を受けており、大きな効果が出てきていると考えている。

特に改善された点として3つ紹介させていただく。

まずは、支援学校での子どもたちの指導の中で、人間関係の形成や、情報活用の力について、段階的に目標を持って取り組むための指標となる、「キャリア教育マトリックス」というものを作成しているが、その見直しを行ったり、授業参観において指導助言いただいたりし、キャリア教育の視点を各教科に取り入れて、小学部中学部高等部と系統的に、授業力や専門性の向上に繋げるようなカリキュラムとなるよう、再編している。

2つめは、活動していく中で子どもたちの学習態度の変容。授業において、育てたい力を明確にし、特に自己肯定感や自己有用感を高める学習内容を積極的に取り入れることで、子どもたちが積極的に役割意識を持って授業に取り組んでいる姿が見られるようになった。

3つめは、教員対象の研究授業や外部講師による研修もお願いしており、教員の意識改革にもつながり、学校全体でキャリア教育の推進というような意識が見られるようになった。

2つめの質問の発達検査のアセスメントができる教員、リーディングスタッフの割合について。38.2%は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の支援学校も含め、全府立支援学校にいるリーディングスタッフ89人のうち、知的障がいや発達障がいの状況を検査する発達検査においてアセスメントができるという答えたものの割合。34人ほどになるが、とりわけこうした発達検査のスキルは知的障がいの支援学校のリーディングスタッフに求められてはいるが、他の障がい種別でも様々な子どもが入学しているので、この数値はこれからも上げていき、発達検査に関するアセスメントのスキルを一層高めていく必要があると思う。大学などとも連携した研修を今もしているが、今後とも進めてまいりたい。

(委員)

授業改善アドバイザーの配置については、今の説明でも、非常に改善された点が明確に出ている。教育課程の改善連絡事業連絡会等々で周知していただき、しっかりとめざす方向というところが多くの先生方、学校現場に広まればと思っている。

またアセスメントを行えるというような高い専門性をもった方、こういう人材の充実ということも今後の課題になろうかと思う。

(委員)

通学に関して、通学時間の短縮だが、バスを増やしたりしているが、その時間にとらわれすぎて運転が荒くなるとか、乗車降車の安全がなおざりになったりすることのないように。支援学校のバスがどうこうではない

が、どこの現場でも運転手によってやはり差がある。運転者に対する研修などをしていただき、生徒児童の安全を考えた上での時間の短縮ということをしていただきたい。

また、就職関係で、なかなか就職率が厳しいというところで、他県の社会福祉法人で積極的に雇われているケースもあるが、そういったところにも働きかけをもちろんしていると思うが、少しでもこのパーセンテージが上がっていきいように、頑張ってください。

(会長)【審議のまとめ】

まず、通学区区域割の見直しや、バスの乗車時間短縮ということについては、細かい配慮をしていただきたい、弾力的な対応も場合によってはお願いしたいという要望が出された。

免許保有率については、様々な選択肢を示して、できるだけ保有率がアップできるようにという指摘であったと思う。採用段階での工夫など、とにかく、保有率を上げるという取組みにお答えをいただいたが、そのように保有率が上がるような取組みをすべしという指摘であった。

インクルーシブ教育システムについては、通常の学級での支援をどのように充実するかということ、研修や、事例を周知するなど、小・中学校での対応というのが非常に重要になってくるのではないかと、いう指摘であった。研修等で専門性をアップするという回答であったが、さらに、市町村指導主事も含めて、専門性をあげる取組みをお願いしたい。

支援学校における学校間交流についての学校のホームページ掲載の割合が 10.9%から 54.3%に向上したということは、支援教育の実態を発信することにより、多くの方の理解の推進になるのではないかと、いう指摘であった。

授業改善アドバイザー、リーディングスタッフについて 2 点の質問があった。授業改善ということ、リーディングスタッフの専門性を高めることによって、例えばアセスメントの専門性を高めていく必要がある。それがひいては子どもの支援の充実につながっていくという指摘であった。

支援学校の通学バス乗車時間の短縮ということについては、時間の短縮ばかりにとらわれず、安全が一番大事だという指摘であった。子どもの安全を第一に時間短縮というものを考えてもらうべきという指摘であった。

就職率については、社会福祉法人なども含め、今まで開拓された就職先をより広げてもらって、希望する者が 100%就職できるような取組みをお願いしたいという要望が出された。

(3) 閉会

○次回審議会は、7月29日(月)15時からである旨を事務局から説明した。